## 高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務仕様書

#### 1 業務名

高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務

#### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

# 3 履行場所

高松市役所

## 4 業務の概要

DX推進を担う職員の育成により、デジタル技術を活用した業務改革・サービス向上を図るため、代表的なツールの知識とその使い方に関する研修を実施する。

### 5 業務の内容

#### (1) 研修の内容

下表の研修科目について、それぞれ1回以上実施するものとする。

研修科目	① Excel 研修 (基礎編)	② Excel 研修 (応用編)	③ 生成 AI 研修						
研修目的	<ul><li>・エクセル操作をより</li></ul>	・基礎編で扱わなかっ	・生成 AI の特徴や、						
	効率的に進める機能	た関数やピボットテー	その活用方法を習得						
	やデータ整理、分析及	ブルを扱う。	する。						
	び自動処理等の方法	・マクロの様々な使い	・ChatGPT を効果的に						
	を習得する。	方を身に着け、業務効	活用するためのプロ						
	・マクロの基本知識を	率化を進めることがで	ンプトの入力方法等						
	身に着けることがで	きる。	を学び、業務効率化を						
	きる。		進めることができる。						
受講対象者	希望者								
受講人数	30人程度/回								
(予定)									
研修時間	1回1日程度								
研修方法	講義・演習								
	(ハンズオン)								

ア 研修目的は、各職場におけるデジタル技術を活用した業務改革・サービス向上に 資する人材を育成することであり、現場で実務を担う職員が、業務で使用するツー ルの知識やスキルの向上を図ることで、より効率的に業務を実施できるようになる 姿を目指すものとする。

- イ 研修時間は、企画提案する研修内容によって、1日程度の適切な時間で受託者が 提案すること。
- ウ 研修日程や研修時間、各回の受講人数と受講対象者の範囲は、契約後、高松市と 協議の上、決定すること。
- エ 研修内容は、講義のほか、演習を含み、実践的なものとすること。
- オ 上記の研修科目に追加がある場合は、企画提案することとし、高松市と協議の上、決定すること。

#### (2) 研修報告

研修実施報告書を作成し、提出すること。

#### (3) その他の事項

- ア 受託者は、本業務の実施に当たっては、常に高松市と密接に連携を図りながら、忠 実かつ誠実に業務を遂行すること。受託者は業務の途中において、高松市から報告を 求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。
- イ 研修に先立ち、研修の開催日時、内容等を記載した研修計画書を作成の上、提出 すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、高松市と協議の上、承認 を得ること。
- ウ研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。
- エ 研修は、対面開催とすること。
- オ ハンズオン研修を実施する場合は、受講者の端末は、高松市が準備するものとする。ただし、受託者が準備できる場合は、企画提案書に明記すること。
- カ 研修資料は、早期に高松市と共有するなど、短時間で効果的な研修とするための 仕組み等を整えること。紙資料を配布する場合は、受託者側で必要部数を準備する こと。
- キ 研修内容の詳細については、事前に高松市と協議の上、決定すること。

## 6 研修スケジュール (予定)

令和7年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				▼研修		▼研修		▼研修				

#### 7 納品物

以下の成果物を電子データで提出すること。

- (1) 研修実施報告書(研修資料、研修実施記録及び研修実施風景写真等を含む。)
- (2) その他、委託業務で作成した資料

## 8 仕様書の確定

本仕様書については、選定された事業者と協議の上、必要に応じて修正した後、確定するものとする。

#### 9 契約金額

本業務の契約金額については、必要に応じて、高松市と受託者で協議の上、変更できるものとする。

## 10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、高松市と受託者で協議の上、決定する。

## 11 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び高松市(以下「発注者」という。)の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高松市条例第37号)その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その 体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。
- 2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に 届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この 契約による業務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 受託者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従 事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるよう にしなければならない。

(教育及び研修の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項 における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切 な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければな らない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を 確立しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は 契約解除された後も同様とする。
- 2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者 及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

- 第7条 受託者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した手段、日時 及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。 (再委託)
- 第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。
- 3 前項の承認を得た場合においては、受託者は発注者に対して、再委託先の全ての行為 及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用 する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について 責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で 厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生に つながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。 (収集の制限)
- 第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定 した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電 磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を 講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者 名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならな い。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順 を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

- 第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が 講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監 査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。
- 2 受託者は、発注者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又 は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならな い。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

- 第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報 の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、 発注者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

- 第17条 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の 全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容 に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者 に損害を与えたときは、受託者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならな い。